

団体名	社会福祉法人安城市社会福祉協議会	所管課	社会福祉課
見直し方針概要	社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられている。今後さらに自助・共助・公助の連携による地域福祉の一層の向上が求められており、当協議会は、町内福祉委員会の運営支援や地域見守り推進事業にも取り組んでおり、地域福祉を推進するうえで重要な役割を担っている。 本市の福祉施策の方針として掲げている「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくり」のためには、困ったときに身近で気軽に相談できる場が必要となる。 地域福祉の拠点として整備している各福祉センターに設置している相談窓口を始め、高齢者や障害者の基幹的相談支援センターとしての社会福祉協議会の「ふれあいサービスセンター」が専門機関へのパイプ役としての機能を活かし、ケースに応じた対応を担っている。 このような役割を踏まえながら、社会福祉協議会の自立に向け職員の育成を図るとともに、事業の見直しや効率的運営を進める。		
見直し方向	■継続 □廃止 □縮小 □撤退		

1 市の取組プラン

No.	取組項目	取組内容(手順・方法など)	指標 (単位)	24年度 (現状値)	25年度	26年度	27年度
1	協議会の自立促進	社協採用職員の育成及び役職登用と併せて、市派遣職員(再任用・担当職員を除く)の引き上げを行う。	派遣職員数 (人)	12	12 (△1人+1人組織改正)	11	11
2	福祉センター等の効率的な運営や地域住民のニーズに対応した事業の見直し	施設の効率的運営と地域住民のニーズに対応した事業の見直しを図る。	利用者満足度(点) 12項目平均: 4点(満足)以上	指定管理者選定先進事例調査。 団体等の現状把握・意向確認及びニーズ調査方法等の検討	指定管理者選定方法の決定及び選定。 ニーズの把握及び実施の検討	指定管理者業務開始。 ニーズに対応したサービスの実施	
				4.0(H23:調査)	4.0以上	－(隔年調査)	4.0以上
3	事業実施主体の整理	地域福祉活動支援推進事業、相談・支援事業、在宅福祉サービス事業など多岐にわたる事業について、自主、受託、協働など事業について整理する。		現状把握	整理及び計画策定	実施	
4	介護保険事業における財政支援の見直し	処遇困難者など介護保険事業で社会福祉協議会が担うべき役割の整理及び財政支援のあり方について (訪問介護事業、デイサービス事業、居宅介護支援事業)		(デイサービス) 現状把握	(デイサービス) 計画策定 (訪問、居宅介護支援) 現状把握	(デイサービス) 関係機関調整 (訪問、居宅介護支援) 計画策定	(デイサービス) 実施 (訪問、居宅介護支援) 関係機関調整

2 団体の経営改善プラン

第5次行政改革大綱アクションプラン平成24年度実績報告書 附属資料

No.	取組項目	取組内容(手順・方法など)	指標 (単位)	24年度 (現状値)	25年度	26年度	27年度
1	居宅介護支援事業所における介護報酬収入の増加	平成25年度から、特定事業所加算の取得を申請する。	特定加算の実質増加介護報酬分(千円)	なし	2,000 (特定事業所加算の条件に対応するため、パートケアマネの増員が必要なので、収入増金額から、パート賃金を差し引いた金額が実質改善金額となる。) 積算: 140ケース*3,000円(特定加算Ⅱ)*10か月ーパート賃金12か月2,200千円)	2,840 積算: 140ケース*3,000円(特定加算Ⅱ)*12か月ーパート賃金12か月2,200千円)	2,840
2	ヘルパー事業所における正規職員の減員	ヘルパー事業所の人件費について、正規職員を減員しパート職員へ切替え、収支の改善を行う。	正規職員 (再任用除く) (人)	8	6	6	6
3	福祉センターや地区社会福祉協議会事業へのボランティア、NPO等の育成と活用	ボランティア活動者の育成と支援を進めるとともに、福祉センターや社会福祉協議会が実施する事業にボランティア団体、NPO法人等との協働や参加を促進する。 これにより事業費の縮減と地域活動の活性化を図る。		・地域福祉活動をする地域のボランティア団体やNPO法人等の調査、意向の確認 ・他市における相談員の設置状況の調査、分析	・福祉センターや地区社会福祉協議会による地域福祉活動事業への参加や協働の方法についての協議、実施方法の検討 ・コーディネーター及び相談員養成研修体系の整備	・地域福祉活動について、ボランティア団体やNPO法人等との協働による実施 ・コーディネーター及び相談員養成研修体系に基づく研修の実施	